

環境産業の発展を速めることに関する意見（仮訳）

（2001年6月13日公布）

国家経済貿易委員会・国家発展計画委員会
科学技術部・財政部・建設部・中国人民銀行
国家税務総局・国家品質技術監督総局

持続的発展戦略と科学技術による振興戦略を実行貫徹するため、わが国の環境産業の振興を速め、健全な発展を促進するため、資源と環境を保護し、新たな経済成長分野を育成するため、ここに環境産業の発展に関し以下の通り意見を提出する。

1. 計画を統一し発想を明確にし重点を際立たせる。

（1）各地区並びに各部門は、国民経済・社会発展計画及び長期目標を制定する際、環境産業を重点的発展分野としなければならない。環境産業発展計画を制定し実施する際には、国内外の市場需給と技術発展の趨勢を真摯に分析し、発展の方向・目標・重点を明確にし、「為すか、為さざるか」の原則を堅持し、その地区の比較優位性を発揮し、低レベルの重複建設を防止しなければならない。

（2）環境産業の発展は、市場を導き手とし、科学技術を先導とし、効率を中心とし、企業を主体とするとの原則を堅持しつつ、政策誘導の強化、技術進歩への立脚、規範化された市場育成、監督管理の強化、環境法制の強化を図り、社会主義市場経済体制に適した環境産業のマクロコントロール体系を徐々に整備し、統一的に開放された競争秩序のある環境産業市場の運営メカニズムを整備し、環境産業の健全な発展を促進し、環境保護のため技術的保障と物質的基盤を提供する。そして、日毎に厳しさを増す環境保護面からの環境産業に対するニーズに適応しつつ、それを新たな経済成長ポイントとする。

（3）当面の国家が優先的に発展させる環境産業の重点分野は以下の通りである。

- ①環境保護技術と設備、環境保護材料、環境保護薬剤。主なものとしては、排煙脱硫技術設備、自動車排ガス防止技術、都市ごみ資源化利用処理技術設備、工業固形廃棄物処理技術設備、騒音制御技術設備、都市汚水処理・再生利用技術、工業排水処理・循環利用技術、生態環境保護技術設備、汚染防止設備制御機器、オンラインモニタリング設備、先進的環境保護材料及び環境保護薬剤等。
- ②資源総合利用。主なものとしては、鉱山随伴物の総合開発利用、廃棄物の総合利用、廃棄物資の回収利用。
- ③環境サービス。主なものとしては、環境コンサルティング・情報、技術サービス、環境エンジニアリング及び汚染防止施設の運営サービス等。

2. 産業政策による誘導を強化し、構造調整を速め、環境産業のグレードアップを促進する。

（1）環境産業政策を制定し組織的に実施し、環境産業発展の方向を誘導する。先進的技術、経済的で効率の高い環境技術設備と製品の発展を奨励しなければならない。相対的に劣後した環境保護技術・プロセス・設備及び製品を制限する。立ち遅れた生産技術・プロセス及び製品を淘汰させる。環境保護のニーズを満足させ、産業発展の方向に合致した技術政策を制定する。

（2）環境産業の構造調整を速め、構造合理化と産業のグレードアップを促進する。環境保護産業の構造調整の主な任務は以下の通りである。

- ①環境技術と製品構造を調整し合理化する。一定の比較優位性があり、市場ニーズの大きい環境技術と製品を確保しつつ向上させる。外国の先進的レベルとギャップが比較的大きいか或いは国内には無く、現状からすぐに必要とされる環境技術と製品を急ぎ開発する。一定の比較優位性があり輸出により外貨獲得ができる環境技術と製品を積極的に発展させる。設計が不合理で、性能が劣り、エネルギー多消費型で効率が悪く、買手市場の生産技術・プロセス・製品は法に基づき淘汰させる。
- ②環境サービス体系を大いに発展させ、社会化・専門化・市場化の原則を堅持し、環境産業サービス分野の独占的経営を打破し、市場アクセスを緩和し、競争メカニズムを導入し、サービス企業の合理的協力関係作りを奨励する。資金協力・建設工事・施設運営並びに技術サービス・情報サービス・人材育成等を主な内容とする環境産業サービス体系を推進整備し、環境産業の発展にとって多次元・多ルート・多機能・全方位のサービスを提供し、環境産業における環境サービス業のウエイトを向上させる。
- ③資源総合利用を更に推進し、廃棄物の資源化・減量化・無害化の方途を拡大し、資源総合利用のレベルを向上させる。構造調整を通じて、環境対策のニーズを満足させ、競争力のある基礎技術・基盤設備を有する一連の企業群を育成し、環境産業の総体的技術レベル・配置構造・産業集積度で新たなレベルに到達させ、産業と製品のグレードアップを実現する。

（3）環境企業の組織構造を合理化し、環境産業の規模化・集約化経営を実現し、専門化レベルを向上させ環境企

業の競争力を増強する。

①大企業と企業集団の発展戦略を展開する。市場メカニズムを十分に発揮させ、上場・合併・連合・M/A等の形式により、知的財産権を有し中核機能を果たす大企業と企業集団を形成し、環境産業の規模の利益と市場競争力を向上させる。現段階における環境産業の発展には、現有の機械製造企業と軍需転換企業の役割を發揮させ、環境技術・設備の開発と製造への転換を誘導し、遊休能力を十分に活用する。

②システム設計からプラント設備・工事施工・試運転・管理まで一貫してサービスできる総合エンジニアリング企業を育成し、国際環境市場における企業の競争力を強化する。

③中小規模の環境企業を専門化の方向に発展させるよう積極的に誘導し、大企業や総合エンジニアリング企業に対して専門的な協力サービスを提供する。優勝劣敗のメカニズムとマクロコントロールにより、産業内で適度に集中し、企業間競争が確保され、大企業を主としながら中小企業も協調的な発展がなされるような体制を構築する。

(4) 環境産業の発展は、一気呵成となることを避けなければならない。各地方は当地の実情と合理的配置に基づき、比較優位性のある産業と産業構造を形成することとし、同じような構造を回避し、重複建設を防止しなければならない。西部地区では、大開発の過程において終始「予防を主とする」思想を貫徹し、生態環境の保護と建設・工業構造の調整と産業のグレードアップ・工業汚染防止等の西部大開発戦略の重点をめぐり、節水技術設備・新エネルギーと再生可能エネルギーの利用技術設備・クリーン生産技術設備・資源综合利用及び関連技術設備・表土保持と砂漠化防止のキーテクノロジー等の開発と普及を速め、市場性のある環境産業を形成し発展させる。

3. 技術進歩により環境技術設備のレベルを向上させる。

(1) 環境科学技術の開発レベルと創造能力を向上させ、環境科学技術の成果の転化と応用を加速させる。

①環境産業発展の重点をめぐり、環境科学技術の開発を加速し、関連する科学技術計画において環境産業の重要技術課題を積極的に組み込んでいく。環境保護系エンジニアリング研究センター・国家の重点的実験施設・環境産業基地を設置整備する。

②企業を中心とする技術創造体系の整備において、環境技術の創造と向上を重点分野として支持を与え、環境産業の通用技術、キーテクノロジーの開発を速めなければならない。

③「産学研」の結合を更に推進し、条件を具えた大学・研究機関が企業と共に技術センター、テスト基地を作ること奨励し、或いは共同経営・投資・持ち株等の多様な方式により企業との連合を実現し、多数参画・利益享受・リスク分担の産学研の合作メカニズムを形成し、優秀な環境科学技術成果の転化と産業化を速めなければならない。

(2) 導入技術の消化吸収と創造を重視し、環境企業の技術改造を速め、環境製品のグレードアップと世代交代を速める。合弁・合作・直接導入等の多様な方式により外国から導入された先進的な環境技術について、消化吸収と創造を基礎として、総合的な集成と応用開発を行い、自ら知的所有権を有する核心的技術と基幹製品を形成する。ハイテクを用いて従来型産業の技術改造の歩みを速め、技術改造を通じて環境製品の技術コンテンツの向上を図り、環境製品の世代交代を促進する。先進的で成熟した環境技術の普及と応用を速める。

(3) 環境産業のキーテクノロジーと設備の国産化の過程を速め、環境設備の標準化・シリーズ化とプラント化レベルを向上させる。近年、わが国の自動車排ガス処理のキーテクノロジーと部品、都市污水处理及び循環使用技術等の分野において積極的な進展を見ており、この基礎に立って、排煙脱硫技術とプラント設備、都市ごみ資源化利用・処理技術設備、環境モニタリング設備機器の国産化プロセスを速める。国産化のモデルプロジェクトを実施し、核心技术を把握し設備の製造レベルとプラント化能力を向上させ、コストダウンを図らなければならない。関係部門は環境技術設備の国産化に対して引き続き力を入れて支援し、国家の重点的国産化プロジェクトに対する財政面からの支援や補助を与えると共に、環境技術設備の国産化の促進に有利となる政策を研究制定しなければならない。

4. 監督管理を強化し、環境産業の市場を規範化する。

(1) 環境産業の標準体系の整備を速める。規範化された環境産業の標準体系の整備に当たっては国際標準或いは外国の先進的標準を積極的に採用し、標準の制定・改定作業を速め、汚染防止のニーズを満足させることを確保しなければならない。国家或いは業界標準の無い環境製品については、企業標準を必ず制定しなければならない。また地方の標準管理部門に届け出なければならない。市場に供される全ての環境製品は標準に基づき生産されなければならない。環境産業の標準化の組織と管理を強化し、徐々に全国環境産業標準化工作ネットワークを整備する。

(2) 環境製品の品質管理と検査監督について力を入れる。一部の地方や部門が使用許可証や販売許可証等の手段により市場を分割するような行為は断固として制止し、公平な競争を確保する。国家品質監督検査検疫部門及び省レベルの品質技術監督部門は、環境製品の品質に対して定期的或いは不定期にサンプリング調査を行うと共に結果を公表する。品質管理と監督の要求に合わないものは必ず処罰しなければならない。コピーや劣悪な環境製品を生産並びに販売するという違法行為は法に基づき処分し、新聞メディアがコピー・劣悪な環境製品を暴露する。全国環境製品(設備)品質検査ネットワークを設立整備する。各関係部門並びに組織は「中華人民共和国製品品質法」

を真摯に実行しなければならず、如何なる形式によっても社会に対して生産者の環境製品を推薦してはならず、製品に対する製造・販売の監督等の方式により環境製品の生産経営活動に関わってはならない。

(3) 「中華人民共和国製品品質法」並びに「中華人民共和国品質認証管理条例」に基づき、統一的な環境製品第三者認証制度を整備する。環境製品の認証制度は企業の自発性（強制的環境製品の認証を除く）、国家の統一管理の原則を堅持する。国家認証認可監督管理委員会の許可を経て、中国環境製品認証機構を組織設立し、国家認証認定監督管理委員会の指導のもとで、認証業務を行う。自発的な環境製品の認証は環境製品の市場参入の必要条件としない。認証未取得をもって、環境製品の品質標準に到達している製品の市場への参入を制限してはならない。国家認証認可監督管理委員会の許可を経ずに、関係部門並びに地方は如何なる名目においても環境製品の認証業務を行ってはならない。

(4) 統一的開放、秩序ある競争の環境製品市場を整備し、地方保護主義・業界独占・市場分割等、環境産業発展の市場環境の阻害要因の解決に一大決心で臨む。およそ企業が標準に基づき生産した製品は、国家品質監督検査検疫部門が授権する検査機構の検査に合格すれば、中国国内において公平に競争することが出来る。およそ国家及び省レベルの関係主管部門が資格認定した請負工事・設計及びその他の環境技術サービス機構は、資格等級により、中国国内において法に拠り相応の環境技術サービスを行うことができ、如何なる地方並びに部門も当該地区或いは当該業種への参入に制限をつけてはならない。如何なる名目においてもまたは形を変えて管理費・サービス費を徴収してはならない。法に拠り企業の市場競争への参入を保護する。

(5) 各レベルの行政主管部門並びに執行監督部門は、一律に環境保護に係る生産と経営の組織を設立してはならず、既に設立したものは必ず「政治・企業の分割」を行い徹底して切り離さなければならない。ユーザーに対して強制的に環境技術サービス及び製品調達対象を指定したり、強制的に使用環境製品を指定したり、或いは強制的に施工業者の環境工事等の請負を指定するという不正競争行為を禁止する。

5. 優遇政策を実行し、環境産業の速やかな発展を奨励支援する。

(1) 国家は環境産業に対して奨励と支援の政策を実施する。これまで公布した環境産業発展奨励に関する主なものは以下の文献に拠る。

「当面の国家が重点的に発展を奨励する産業・製品並びに技術目録（2000年改定）」

——国家発展計画委員会・国家経済貿易委員会第7号令

「中西部地区外商投資優勢産業目録」

——国家発展計画委員会・国家経済貿易委員会・対外貿易経済合作部第18号令

『「当面の国家が発展を奨励する環境産業設備（製品）目録』（第1群）の公布に関する通知」

——国家経済貿易委員会・国家税務総局 国経貿資源〔2000〕159号令

「国務院による国家経済貿易委員会等の部門の「より一層の資源総合利用に関する意見」の通知」

——国発〔1996〕36号

国家は税収政策上から環境産業の発展を支持しており、具体的な税制上の優遇策は財政部と国家税務総局が制定する。環境産業プロジェクトについては、各銀行は積極的に融資を行い支持しなければならない。およそ淘汰または禁止が明文化された製品（技術）とプロジェクトは、資金ソースの如何を問わず、各レベルのプロジェクト審査部門は一律に許可してはならず、各銀行も融資してはならない。

(2) 国家は今後更に環境産業発展を奨励する優遇政策を研究制定する。

①産業政策面において、引き続き環境産業奨励発展目録及び関連政策を公布し、環境産業の発展方向を誘導する。

②財税制面において、資源総合利用にかかる減免税について、综合利用製品の増値税減免優遇政策等の更なる優遇政策を整備する。

(3) 各地方は、当該地方の実際の状況により地方レベルの優遇政策を制定し、環境産業の発展を促進する。当該地区の比較優位性と特徴を有する重点的分野を選択し、政策面、資金面等において積極的に支持する。環境産業の資金管理を強化し、資金運用効率を向上させなければならない。

(4) 優遇政策を着実に実施する。優遇政策の着実な実施に関連する措置を整備し、優遇政策の実施状況について検査とサンプリング調査を行わなければならない。優遇措置を詐取するものは厳罰に処すると共に、関係者の責任を追及する。サンプリング調査・評価の後に、然るべき条件を具備しないものは優遇措置を享受する資格を抹消する。

6. 積極的に条件を創造し、環境産業市場の有効需要を牽引する。

(1) 法体系を整備し、環境基準を厳格にし、環境保護の法執行に力を入れる。社会主義市場経済体制のニーズに適した環境保護の法体系と基準を整備しなければならない。環境保護の法執行を厳格に行い、執行に力を入れ、法執行のレベルを向上させ、環境産業市場の形成を促進する。

(2) 資金調達ルートの多様化を図り、環境投資に力を入れる。

①各レベルの人民政府並びに関係部門は都市の環境インフラ建設を優先的発展と位置付け、政府予算に組み入れ、投資予算における環境投資が一定の割合となるよう確保する。条件を備えた地方は、環境産業発展基金を設置することができる。基本建設と技術改造投資計画において、当面国家が発展を必要とする環境産業プロジェクトを優先的に手配しなければならない。国家は引き続き実施する積極的な財政政策の中で、国債資金を活用して都市環境インフラの建設、生態環境の建設、重点的流域の汚染対策並びに工業汚染対策を行う。

②汚染排出者負担の原則並びに企業の負担能力により、汚染排出費の基準を厳格に査定する。汚染排出費の徴収・使用・管理を強化し、汚染排出費が規定に基づき汚染対策に使用されることを保証する。

③企業は汚染防止の主体であり、汚染対策のために投資を増やさなければならない。広く社会の資金を吸収するため、技術優位性・市場有望性、良好な企業運営等の条件に合致する環境企業は、国内外において上場或いは資本市場における資金調達を奨励する。

④引き続き外国の優遇借款或いは無償援助資金を活用して環境保護施設の建設に用いる。外資利用計画においては、外国の先進的環境技術を優先分野とする。

(3) 都市污水処理・ごみ処理の料金徴収制度を速やかに整備し、都市污水処理と都市ごみ処理施設の建設と運営にとって良好なメカニズムを作り出す。徴収した費用は専用資金として都市污水処理と都市ごみ処理に使用する。社会資本・外資による都市污水処理と都市ごみ処理施設の建設を奨励し、資金ルートを拡大し、多角的な投資体制を整備し、都市污水処理と都市ごみ処理施設の建設を速め、良性的発展を促進する。競争メカニズムを導入し、条件が整った都市污水処理・都市ごみ処理を選定して授權経営を試行し、施設運営コストを引き下げ、社会の公共的施設の管理効率を向上させる。経済が比較的発達した地方では、都市ごみ・污水インフラ株式会社を試行しても良い。

7. 組織指導を強化し、関係部門と仲介組織の役割を十分に発揮する。

(1) 各レベルの人民政府と関係部門は環境産業に対する指導を強化し、部門間の協調メカニズムを確立整備しなければならない。環境産業の関連する分野は広く、各地方・関係部門は共に努力して協力し支持しなければならない。各レベルの経済貿易委員会は環境産業発展について組織的に協調して仕事を行う職責を担っており、関係部門はそれぞれの職責において共に助け合い、効率の高い業務メカニズムを形成し、わが国の環境産業の速やかかつ健全な発展を共に促進しなければならない。

(2) 環境保護の仲介組織は政府と企業間の橋渡しと紐帯作用を十分に発揮しなければならない。政策面での調査研究を実施し、コンサルティングサービスを立派に行い、技術の普及を組織し、国際交流と合作を展開する。

(資料提供：国家経済貿易委員会資源節約総利用司)
仮訳：日中経済協会業務部